

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業 基本協定書（案）

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）に関し、発注者たる米沢市（以下「甲」という。）と、●、●、●及び●を構成員とし、●を代表とする民間事業者グループ（以下「乙」という。またその代表を「乙の代表企業」といい、その構成員と併せて「乙の構成員」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、本事業（米沢市学校給食共同調理場（以下「本施設」という。）の施設整備業務、維持管理業務及び運営等業務）及び本事業に係る資金調達並びにこれらに関連付随する事項に関する契約（以下「仮事業契約」という。）を、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する仮事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 甲及び乙は、米沢市議会の議決を得て仮事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

3 乙は、仮事業契約締結のための確認協議においては、本事業の事業者決定手続における「●審査委員会」及び甲の要望事項を尊重しなければならない。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、第6条に定める仮事業契約の締結までに、事業予定者を、本店所在地を米沢市内とする会社法上の株式会社（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項による事業予定者の設立に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）乙の代表企業並びに第5条第1項に基づき建設工事を受託し又は請け負う者及び運営等業務を受託し又は請け負う者が、いずれも事業予定者に出資し株主となること。

（2）事業予定者につき、乙の構成員による議決権の合計の比率が、事業予定者の総株主の議決権の50%を超えること。

（3）乙の構成員以外の者が事業予定者に出資する場合、その議決権の比率は、当該出資者単独で、事業予定者の株主中最大とならないようにすること。

3 乙は、事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に

報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙は、事業予定者をして、その旨を甲に報告させるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙の構成員は、仮事業契約に規定する事業予定者の義務の履行が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の一切の処分を行ってはならない。

2 乙の構成員は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、他の乙の構成員とともに、株式数の変動後の別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書を提出するとともに、譲受人が乙の構成員以外の者であるときは、当該譲受人から、別紙2記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。

3 乙の構成員は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

4 乙は、甲及び事業予定者の間の仮事業契約の締結と同時に、乙の構成員のうち事業予定者の株式の保有者をして別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書を作成し甲に提出させるものとし、また、乙の構成員以外の事業予定者の株式保有者全員をして別紙2記載の様式及び内容の誓約書を甲に提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、本施設の施設整備業務のうち設計業務を●に、建設業務を●に、本施設の維持管理業務を●に、本施設の運営等業務を●に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、仮事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める施設整備業務、維持管理業務及び運営等業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれらに代わる覚書等を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書若しくは覚書等の写し等、各業務を委託し又は請け負わせた事実、若しくは、委託し又は請け負わせることを約した事実を証する書面を、甲に提出しなくてはならない。

3 乙は、第1項に基づき事業予定者から施設整備業務、維持管理業務及び運営等業務を受託し又は請け負った者をして、当該者が受託し又は請け負った業務を誠実に実施させなければならない。

(仮事業契約)

第6条 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和6年1月上旬を目途に、事業予定者と甲との間で、仮事業契約を締結せしめるものとする。

2 前項の仮事業契約は、米沢市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 甲及び乙は、仮事業契約の効力発生後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはなら

ない。

(準備行為)

第7条 乙は、仮事業契約の効力発生前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなければならない。

2 前項の甲の協力の結果は、仮事業契約の効力発生後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(仮事業契約不調の場合の処理)

第8条 乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由により仮事業契約の締結に至らなかった場合、甲は違約金として、入札金額の100分の5に相当する金額を乙に請求することができる。

2 甲の責めに帰すべき事由により仮事業契約の締結に至らなかった場合、甲は、乙が落札者として決定されて以降に本事業の準備のために支出した費用を合理的な範囲で負担するものとする。

3 甲及び乙の責めに帰すべき事由によることなく、仮事業契約の締結に至らなかった場合、又は、米沢市議会の議決が得られず、仮事業契約の効力が発生しなかった場合には、甲及び乙がすでに本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないものとする。

4 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で仮事業契約の締結に至らなかった場合、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた資料及びその複写物をすべて返却し、また、本事業に関して甲から交付を受けた資料を基に作成した文書、図面、電磁的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。

(秘密保持)

第9条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、本基本協定締結の前に既に公知であった場合、本基本協定に関して知った後に自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、法令等に基づき開示する場合、乙が本事業の実施に関し必要な準備行為又は本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が米沢市個人情報保護法施行条例（令和4年12月22日条例第42号。その後の改正を含む。）等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協定の有効期間)

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から仮事業契約に定める本事業の終了日までとする。但し、仮事業契約の締結に至らなかった場合又は仮事業契約の締結後に米沢市議会の議決が得られなかった場合は、当該締結に至る可能性がない又は議決を得られる可能性がないと甲が判断して乙の代表企業に通知した日までとする。

2 本基本協定の有効期間にかかわらず、第8条、第9条及び第10条の規定の効力は存続するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、仮事業契約に規定する事業予定者の義務の履行が終了するまでの間、本事業の終了日以降も事業者予定者を存続させるものとする。

以上を証するため、本基本協定書の正本を 2 通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 米沢市
所 在 地
代 表 者 氏 名

乙 ●
(●の代表企業)
所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(●の構成員)
所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(●の構成員)
所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

別紙1 出資者保証書の様式

令和●年●月●日

米沢市長 ● 様

出資者保証書

米沢市（以下「市」という。）及び●（特別目的会社）（以下「事業者」という。）との間で、令和●年●月●日付で締結された米沢市学校給食共同調理場整備運営事業仮事業契約（以下「本契約」という。）に関して、●、●及び●（以下「当社ら」という。）は、本日付をもって、下記の事項を貴市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、令和●年●月●日に、会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、そのうち●株を●が、●株を●が、及び●株を●が、それぞれ保有していること。
- 3 事業者が、本事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を貴市に対して書面により通知し、貴市の承諾を得た上で行うこと。
- 4 第3項に規定する場合を除き、当社らは、本契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、貴市の事前の書面による承諾を得て行うこと。

以 上

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

別紙2 誓約書の様式

令和●年●月●日

米沢市長 ● 様

誓 約 書

米沢市（以下「市」という。）及び●（以下「事業者」という。）との間で、令和●年●月●日付で締結された米沢市学校給食共同調理場整備運営事業仮事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、●株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡、担保設定又はその他の一切の処分をする場合、事前に、市から書面による承諾を得ること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し、市に提出すること。

以上

所 在 地 ●

商号又は名称 ●

代表者氏名 ●